

## 安全配慮義務：労働安全衛生関係法令努力義務

### 環境・健康

労働安全衛生関係法令で、「～するように努めなければならない」などと規定されている努力義務は、例え違反しても罰則等の制裁を受けませんが、この努力義務に係る業務上の災害が発生した場合、業務上災害の“予見の可能性”と“危険等の回避努力”の状況によっては、使用者（事業者）が安全配慮義務を怠ったと判断され、民事上の損害賠償責任を負うことが想定されます。

下記に示す労働安全衛生法 第28条の2第1項（事業者が行う調査等）は努力義務ですが、“災害の予見：危険性又は有害性等を調査”と“危険等の回避努力：労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努める”ことを規定しており、特に安全配慮義務との関連性がうかがえる規定です。

#### 労働安全衛生法 第28条の2第1項（事業者が行う調査等）

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育